

建設工事等契約に係る委員会の設置について

I 競争参加資格等審査委員会について

1 競争参加資格等審査委員会

(1) 設置目的

建設工事を実施するに当たり、事務手続の一層の透明性・公正性を確保するため、競争参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審議事項

審査委員会においては、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- ① 一般競争入札、工事希望型競争入札、詳細条件審査型一般競争入札及び公募型指名競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- ② 一般競争入札、工事希望型競争入札、詳細条件審査型一般競争入札及び公募型指名競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- ③ 指名競争入札における競争参加者の選定に関する事項
- ④ 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項
- ⑤ ①から④に掲げる事項に関連するその他の事項

(3) 審査委員会の構成

- ① 審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委 員 長	総務部長
委 員	総務部財務課長
	総務部環境マネジメント課長

- ② 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(4) 審査委員会の運営

- ① 審査委員会は、委員長が招集する。
- ② 審査委員会の事務は、総務部環境マネジメント課に置く。

Ⅱ 総合評価審査委員会について

(1) 設置目的

総合評価方式（簡易型含む）における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

ただし、簡易型方式は、WTO対象工事には適用しない。

(2) 審議事項

審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- ① 総合評価方式の実施方針に関すること。
- ② 個別工事、設計・コンサルティング業務に係る技術提案の評価方法に関すること。
- ③ 個別工事、設計・コンサルティング業務に係る技術提案の審査・評価に関すること。
- ④ 簡易型等における複数の工事、設計・コンサルティング業務に共通する評価方法に関すること。
必要に応じて個別工事、設計・コンサルティング業務の評価方法や落札者の決定方法に関すること。
ただし、審査する事業範囲については別に定める。

(3) 審査委員会の構成

- ① 審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	総務部環境マネジメント課長
委員	総務部財務課長
	学識経験者等（3名程度）

ただし、簡易型方式で個別工事、設計・コンサルティング業務の落札者の決定方法等に関することについて 審査する場合は、次のとおりとする。

委員長	総務部環境マネジメント課長
委員	総務部財務課長
	学識経験者等（1名）
- ② 学識経験者等委員は、審査委員会の審議に関係のある専門分野の学識経験を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、契約担当役が依頼を行う。
- ③ 審査委員会は、必要に応じて、その他の学識経験者の協力を求めることができる。
- ④ 実績評価型については、技術提案の審査・評価を行う総合評価審査委員会は開催しない。

(4) 審査委員の任期

学識経験者等の任期は、2年とする。再任は妨げない。

また、他の委員は、役職指定委員とする。

(5) 審査委員会の運営

- ① 審査委員会は、委員長が招集する。
- ② 審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- ③ 審査委員会の事務は、総務部環境マネジメント課に置く。

(6) 委員の除斥

委員は、審議事項②、③の審議に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のあると思われる場合は、その審議に加わることはできない。

(7) 秘密を守る義務

委員は、審査委員会において知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。
このことはその職を退いた後も同様とする。

Ⅲ 建設コンサルタント選定委員会について

1 建設コンサルタント選定委員会

(1) 設置目的

建設工事に係る調査・設計等の業務をプロポーザル方式によって建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、技術的に最適なものを特定するための調査審議を実施するため、建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 審議事項

選定委員会においては、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- ① 技術提案書の提出を求める者の選定
- ② 技術提案書を特定するための評価基準
- ③ 技術提案書の特定

(3) 選定委員会の構成

- ① 選定委員会の構成は、次のとおりとする。

委 員 長	総務部長
委 員	総務部財務課長
	総務部環境マネジメント課長

- ② 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(4) 選定委員会の運営

- ① 選定委員会は、委員長が招集する。
- ② 選定委員会の事務は、総務部環境マネジメント課に置くものとする。

IV 公正入札調査委員会等について

1 公正入札調査委員会

(1) 設置目的

国立大学法人兵庫教育大学における建設工事並びに物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下、「物品調達等契約」という。）の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対する的確な対応を行うため、公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(2) 審議事項

調査委員会においては、入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- ① 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応。
- ② その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応。

(3) 調査委員会の構成

- ① 調査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	総務部長
委員	総務部財務課長
	総務部環境マネジメント課長

- ② 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(4) 調査委員会の運営

- ① 調査委員会は、委員長が招集する。
- ② 調査委員会の事務は、総務部環境マネジメント課または総務部財務課に置くものとする。

(5) 雑則

この裁定で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

2 入札監視委員会の審議依頼（建設工事及び設計・コンサルティング業務）

(1) 設置目的

委員会は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、関係大学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約の過程及び内容の透明性並びに公正な競争を確保することを目的とする。

(2) 審議事項

関係大学が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務のうち委員会が抽出したものに係る一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名競争の理由及び経緯等に関すること。

(3) 委員会の構成

- ① 委員会は3人以上の委員をもって組織する。
- ② 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験者を有する者のうちから、関係大学が協議の上、関係大学の長が共同で委託する。

(4) 委員の運営

- ① 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- ② 委員会の事務は、国立大学法人神戸大学施設部施設企画課及び国立大学法人兵庫教育大学総務部環境マネジメント課が共同で行う。

3 入札監視委員会への審議依頼（物品調達等契約）

- (1) 国立大学法人兵庫教育大学における物品調達等契約の適正な履行に関する審査を行う契約監視委員会は、「入札監視委員会の設置及び運営について」（文教施設部長通知13文科施第76号平成13年6月13日）第4の4の規程に基づき、文部科学省に設置されている入札監視委員会を活用し、必要とする案件が認められたときは、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。
- (2) 審議依頼の対象とする物品調達等契約は、契約担当役が必要と認める物品調達等契約とする。
- (3) 審議依頼に係る事務は、総務部財務課において処理する。

V 工事等成績評定評価委員会等について

1 工事等成績評定評価委員会

(1) 設置目的

文部科学省工事等成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づき、工事の成績評定に係る調査説明を実施するため、工事等成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(2) 審議事項

評価委員会においては、次に掲げる事項を審議するものとする。

- ① 評定要領第7項により、受注者が説明を求めた場合の回答に関すること。
- ② その他評定要領の運用に関すること。

(3) 評価委員会の構成

- ① 評価委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 総務部環境マネジメント課長

委員 総務部環境マネジメント課副課長
総務部環境マネジメント課技術主幹
総務部環境マネジメント課当該工事担当監督職員

- ② 評価委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(4) 評価委員会の運営

- ① 評価委員会は、委員長が召集する。
- ② 評価委員会の事務は、総務部環境マネジメント課に置くものとする。

2 工事等成績評定審査委員会

- (1) 評定要領に基づき、工事等の成績評定に関し受注者から評定点についての再説明を求められた場合は、国立大学神戸大学・国立大学法人兵庫教育大学入札監視委員会の再苦情処理会議に審議を依頼するものとする。その審議結果を工事等成績評定審査委員会における審議結果として取り扱うものとする。

- (2) 前項の審議依頼に係る事務は、総務部環境マネジメント課において処理する。

3 工事等成績評定要領

- (1) 工事の適正な施工の確保及び受注者の適正な選定の確保等のための工事等成績評定要領については、「工事成績評定要領の制定について」（文教施設部長通知 13文科施第462号平成14年3月18日）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「国立大学法人兵庫教育大学工事請負契約基準」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「契約担当役」と読み替えるものとする。

(2) 工事等成績評定実施規程

- ① 工事等成績評定の円滑な実施のための工事等成績評定実施規程については、「工事成績評定実施規程の改正について」（文教施設部施設企画課監理室長通知 15施企第3号平成15年3月31日）の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「国立大学法人兵庫教育大学工事請負契約基準」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「契約担当役」と読み替えるものとする。
- ② 前項の運用においては、文部科学省の工事成績評定収集・公開システムを利用するものとする。

(参考) ー根拠規程等ー

I 競争参加資格等審査委員会

「競争参加資格等審査委員会の設置について」
平成6年8月1日付け文教施設部長通知文施指第69号

II 総合評価審査委員会

「総合評価審査委員会の設置について」
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
平成18年5月23日閣議決定

「実績評価総合評価落札方式に伴う手続きについて」
平成26年4月4日付け文教施設企画部長通知26文科施第1号

「総合評価落札方式の実施方針について」の改正について
令和2年3月19日付け文教施設企画・防災部長通知 元文科施第419号

「設計・コンサルティング業務における総合評価落札方式の実施方針について」
令和2年3月19日付け文教施設企画・防災部長通知 元文科施第420号

III 建設コンサルタント選定委員会

「建設コンサルタント選定委員会の設置について」
平成9年4月1日付け管理室長事務連絡

IV 公正入札調査委員会等

「公正入札調査委員会の設置等について（談合情報対応マニュアル）」
平成15年3月19日付け文教施設企画部長通知14文科施第426号
平成19年5月9日付け文教施設企画部長通知19文科施第66号

「入札監視委員会の設置及び運営について」第4の4
平成13年6月13日付け文教施設部長通知13文科施第76号
平成18年7月13日付け文教施設部長通知18文科施第84号

V 工事等成績評定評価委員会等

「工事成績評定要領の制定について」
平成14年3月18日付け文教施設部長通知13文科施第462号
「工事成績評定審査委員及び工事成績評定評価委員の設置について」
平成14年3月18日付け文教施設部企画課監理室長事務連絡
「工事成績評定実施規程の改正について」
平成15年3月31日付け文教施設部施設企画課監理室長通知15施企第3号
「工事等成績評定審査委員会の設置について」
平成20年1月17日付け文教施設企画部長決済